

旭川市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会  
(令和6年度第1回)

報告事項 第1号

旭川市介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス単価の見直しについて

# 介護予防・日常生活支援総合事業における サービス単価の見直しについて

## 1 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

### ■ 事業目的

介護保険法第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを旨とする事業です。

### ■ 事業内容

総合事業は「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」で構成されます。

事業		対象	目的	事業
総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援1・2の方</li> <li>・65歳以上で要支援1・2に相当する状態の方</li> </ul>	地域における生活支援や介護予防のサービスの充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問型サービス</li> <li>・通所型サービス</li> <li>・生活支援サービス</li> <li>・介護予防ケアマネジメント</li> </ul>
	一般介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上の旭川市民の方</li> </ul>	要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防把握事業</li> <li>・介護予防普及啓発事業</li> <li>・地域介護予防活動支援事業</li> <li>・一般介護予防事業評価事業</li> <li>・地域リハビリテーション活動支援事業</li> </ul>

### ■ 旭川市における始期

平成29年度事業開始

### ■ 財源

国25%、道12.5%、市12.5%、第1号被保険者の保険料23%、第2号被保険者の保険料27%

## 2 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）の利用状況

### (1) 訪問型サービス（第1号訪問事業）

	令和4年度	令和5年度
請求件数	20,407件	19,398件
事業費（実績）	356,001,376円	344,125,537円

### (2) 通所型サービス（第1号通所事業）

	令和4年度	令和5年度
請求件数	35,110件	36,881件
事業費（実績）	853,794,259円	908,572,915円

### (3) 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

	令和4年度	令和5年度
請求件数	30,701件	30,005件
事業費（実績）	138,820,540円	135,570,811円

### 【参考】

#### ○ 高齢者人口

（各年4月1日現在）

年度	総人口	高齢者人口	高齢者人口内訳		高齢化率
			65歳以上75歳未満	75歳以上	
R4	326,057人	113,111人	53,470人	59,641人	34.7%
R5	322,527人	112,887人	51,623人	61,264人	35.0%

#### ○ 第1号被保険者数

（各年4月1日現在）

年齢	令和4年度	令和5年度
65歳以上75歳未満	53,250人	51,409人
75歳以上	59,212人	60,839人
合計	112,462人	112,248人

#### ○ 要支援認定者数（第1号被保険者）

（各年4月1日現在）

認定区分	令和4年度	令和5年度
事業対象者※	4人	4人
要支援1	5,890人	5,724人
要支援2	2,885人	2,872人
要支援等計	8,779人	8,600人

※事業対象者とは、65歳以上で要支援1・2に相当する状態の方です。

### 3 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）におけるサービス単価の見直し

#### 1 介護報酬の改定について

介護保険制度は、原則として3年ごとに制度が見直され、それに伴って厚生労働省の告示により介護報酬が改定されます。

総合事業の第1号訪問事業、第1号通所事業及び第1号介護予防支援事業における介護報酬は、厚生労働大臣が定める基準、又はその額を勘案して市町村が別に定めることとされています。

介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）の一部改正により、この基準と同額となるように旭川市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱を改定しました。

#### 2 介護報酬単位数の改定内容

##### (1) 第1号訪問事業

##### ① 基本の単位数

現行	変更後
要支援1・2，事業対象者 週1回程度 1, 176単位/月	変更なし
要支援1・2，事業対象者 週2回程度 2, 349単位/月	変更なし
要支援2 週2回を超える利用 3, 727単位/月	変更なし

##### (2) 加算・減算

現行	変更後
同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する利用者又はこれ以外に同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合） → 所定単位数の10% 減算	口腔連携強化加算 50単位/月（新設） 同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する利用者（1か月当たりの利用者が50人以上居住する建物に居住する利用者は除く）又はこれ以外に同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合） → 所定単位数の10% 減算
	同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上場合 → 所定単位数の12% 減算
	同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対してサービスを行う場合 → 所定単位数の15%減算

介護職員処遇改善加算

- (Ⅰ) 所定単位数の 137/1000 加算
- (Ⅱ) 所定単位数の 100/1000 加算
- (Ⅲ) 所定単位数の 55/1000 加算

介護職員等特定処遇改善加算

- (Ⅰ) 所定単位数の 63/1000 加算
- (Ⅱ) 所定単位数の 42/1000 加算

介護職員等ベースアップ等支援加算

所定単位数の 24/1000 加算

介護職員処遇改善加算

- (Ⅰ) 所定単位数の 245/1000 加算
- (Ⅱ) 所定単位数の 224/1000 加算
- (Ⅲ) 所定単位数の 182/1000 加算
- (Ⅳ) 所定単位数の 145/1000 加算
- (Ⅴ) (1) 所定単位数の 221/1000 加算
- (Ⅴ) (2) 所定単位数の 208/1000 加算
- (Ⅴ) (3) 所定単位数の 200/1000 加算
- (Ⅴ) (4) 所定単位数の 187/1000 加算
- (Ⅴ) (5) 所定単位数の 184/1000 加算
- (Ⅴ) (6) 所定単位数の 163/1000 加算
- (Ⅴ) (7) 所定単位数の 163/1000 加算
- (Ⅴ) (8) 所定単位数の 158/1000 加算
- (Ⅴ) (9) 所定単位数の 142/1000 加算
- (Ⅴ) (10) 所定単位数の 139/1000 加算
- (Ⅴ) (11) 所定単位数の 121/1000 加算
- (Ⅴ) (12) 所定単位数の 118/1000 加算
- (Ⅴ) (13) 所定単位数の 100/1000 加算
- (Ⅴ) (14) 所定単位数の 76/1000 加算

廃止

廃止

高齢者虐待防止措置未実施減算

→ 所定単位数の 1/100 減算 (新設)

業務継続計画未策定減算

→ 所定単位数の 1/100 減算 (新設)

- ※ 現行の介護職員処遇改善加算，介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。
- ※ 変更後の介護職員処遇改善加算は令和6年6月1日から適用する。
- ※ 変更後の介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）については，令和7年3月31日まで算定可能
- ※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

2 第1号通所事業

(1) 基本の単位数

現行	変更後
要支援1, 事業対象者 1, 672単位/月	要支援1, 事業対象者 1, 798単位/月
要支援2 3, 428単位/月	要支援2 3, 621単位/月

(2) 加算・減算

現行	変更後
運動機能向上加算 225単位/月	<del>廃止</del>
選択的サービス複数実施加算 (I) 480単位/月	<del>廃止</del>
選択的サービス複数実施加算 (II) 700単位/月	<del>廃止</del>
事業所評価加算 120単位/月	<del>廃止</del>
	<del>一体的サービス提供加算</del> → 480単位/月 (新設)
介護職員処遇改善加算 (I) 所定単位数の 59/1000 加算 (II) 所定単位数の 43/1000 加算 (III) 所定単位数の 23/1000 加算	介護職員処遇改善加算 (I) 所定単位数の <u>92/1000</u> 加算 (II) 所定単位数の <u>90/1000</u> 加算 (III) 所定単位数の <u>80/1000</u> 加算 <u>(IV) 所定単位数の 64/1000 加算</u> <u>(V1) 所定単位数の 81/1000 加算</u> <u>(V2) 所定単位数の 76/1000 加算</u> <u>(V3) 所定単位数の 79/1000 加算</u> <u>(V4) 所定単位数の 74/1000 加算</u> <u>(V5) 所定単位数の 65/1000 加算</u> <u>(V6) 所定単位数の 63/1000 加算</u> <u>(V7) 所定単位数の 56/1000 加算</u> <u>(V8) 所定単位数の 69/1000 加算</u> <u>(V9) 所定単位数の 54/1000 加算</u> <u>(V10) 所定単位数の 45/1000 加算</u> <u>(V11) 所定単位数の 53/1000 加算</u> <u>(V12) 所定単位数の 43/1000 加算</u> <u>(V13) 所定単位数の 44/1000 加算</u> <u>(V14) 所定単位数の 33/1000 加算</u>

介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ) 所定単位数の 12/1000 加算 (Ⅱ) 所定単位数の 10/1000 加算	廃止
介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の 11/1000 加算	廃止
	高齢者虐待防止措置未実施減算 → 所定単位数の 1/100 減算 (新設)
	業務継続計画未策定減算 → 所定単位数の 1/100 減算 (新設)
	事業所が送迎を行わない場合(同一建物減算を算定している場合を除く) → 47単位 減算(片道につき) (新設)
生活機能向上に係る加算(Ⅱ) 200単位 運動器機能向上加算を算定している場合には 100単位	生活機能向上に係る加算(Ⅱ) 200単位  廃止

- ※ 現行の介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。
- ※ 変更後の介護職員処遇改善加算は令和6年6月1日から適用する。
- ※ 変更後の介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能
- ※ 事業所が送迎を行わない減算について、要支援1又は事業対象者の場合は、1月につき376単位の範囲内で、要支援2の場合は、1月につき752単位の範囲内で減算する。
- ※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

### 3 第1号介護予防支援事業

#### (1) 基本の単位数

現行	変更後
介護予防ケアマネジメント費 438単位/月	介護予防ケアマネジメント費 442単位/月

#### (2) 加算・減算

現行	変更後
	高齢者虐待防止措置未実施減算 → 所定単位数の 1/100 減算 (新設)
	業務継続計画未策定減算 → 所定単位数の 1/100 減算 (新設)

- ※ 業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日から適用する。